



ホーム > [分類から探す](#) > [暮らし・子育て](#) > [住まい・建築](#) > [法律・計画・空き家対策](#) > [法律・計画](#)  
> [新型コロナウイルス感染症への対策に伴う応急仮設建築物等の取扱いについて](#)  
ホーム > [分類から探す](#) > [健康・福祉](#) > [健康づくり](#) > [感染症・インフルエンザ予防](#) > [新型コロナウイルス感染症について](#) > [その他のお知らせ](#)  
> [新型コロナウイルス感染症への対策に伴う応急仮設建築物等の取扱いについて](#)  
ホーム > [組織\(部署\)から探す](#) > [県土整備部](#) > [建築住宅課](#) > [新型コロナウイルス感染症への対策に伴う応急仮設建築物等の取扱いについて](#)

## 新型コロナウイルス感染症への対策に伴う応急仮設建築物等の取扱いについて

最終更新日：2020年4月27日 | 県土整備部 建築住宅課 TEL：0952-25-7164 FAX：0952-25-7316 [kenchiku@utaku@pref.saga.lg.jp](mailto:kenchiku@utaku@pref.saga.lg.jp)

### 新型コロナウイルス感染症への対策に伴う応急仮設建築物等の取扱いについて

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第332条第1項の規定に基づき、令和2年4月16日付けで新型コロナウイルス感染症（同法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）緊急事態宣言に関する公示（令和2年4月7日付け）の全部を変更する公示がなされ、対象地域が本県も含め全国に拡大されたところでです。

これを受けて、新型コロナウイルス感染症対策を目的として応急的に設置される、臨時の医療施設等に関する建築基準法の取扱いについて取りまとめましたので、別添の「お知らせ」をご参照ください。

なお、施設設置に係る建築基準法令の規定の適用除外の詳細については事前に所管の土木事務所窓口（佐賀市内においては佐賀市）へご相談ください。

#### [建築確認申請等の窓口などのお知らせ](#)

添付ファイル

[【お知らせ】新型コロナウイルス感染症対策として開設される医療施設等の建築基準法の適用について](#) (PDF：131.2キロバイト)

このページに関するお問い合わせは  
県土整備部 建築住宅課  
電話：0952-25-7164  
ファックス：0952-25-7316  
[kenchiku@utaku@pref.saga.lg.jp](mailto:kenchiku@utaku@pref.saga.lg.jp)

{ID:74111}

このマークがついているリンクは別ウィンドウで開きます



※資料としてPDFファイルが添付されている場合は、Adobe Acrobat(R)が必要です。  
PDF書類をご覧になる場合は、Adobe Readerが必要です。正しく表示されない場合、最新バージョンをご利用ください。

[別ウィンドウで開きます](#) [ページの先頭へ](#)

[ホームページについて](#) [携帯（ガラケー）サイト](#) [リンク集](#) [サイトマップ](#)

佐賀県庁(法人番号 1000020410004) 〒840-8570 佐賀市城内1丁目1-59 Tel:0952-24-2111 (代表)

[交通アクセス](#) [庁舎案内](#) [各課へのお問合せ](#)

## 新型コロナウイルス感染症対策として開設される 医療施設等の建築基準法の適用について【お知らせ】

### 1. 知事が開設する臨時の医療施設 (法第 85 条第 1 項・第 3 項、法第 87 条の 3 第 1 項・第 3 項)

- 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日 (令和 2 年 4 月 1 6 日) から 1 月以内に建築工事に着手する、知事が開設する臨時の医療施設については、建築基準法令の規定は適用されません。 (防火地域内の場合を除く)

※ 1 月を超えた場合は同条第 2 項の適用となります。

- 既存建築物の用途を変更して当該施設とする場合も同様です。
- ただし、3 月を超えて存続させようとする場合は、許可が必要となりますので、設置を計画される場合は、可能な限り速やかに所管の土木事務所窓口 (佐賀市内においては佐賀市) までご相談ください。

### 2. 公益上必要な医療施設等 (法第 85 条第 2 項・第 3 項、法第 87 条の 3 第 2 項・第 3 項)

- 臨時に開設される公益上必要な医療施設その他これらに類するもの (1 の医療施設を除く) は、確認申請手続き等の規定や特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準の規定等は適用されません。 (ただし、構造関係規定 (法 20 条) は適用されます。)

- 建築物の用途を変更して当該施設とする場合も同様です。
- ただし、3 月を超えて存続させようとする場合は、許可が必要となりますので、設置を計画される場合は、可能な限り速やかに所管の土木事務所窓口 (佐賀市内においては佐賀市) までご相談ください。

### 3. その他

- 新型コロナウイルスの患者又は新型コロナウイルスにかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の臨時の受入施設については、当分の間、受入前の建築物の用途の変更はないものとして取り扱います。
- なお、テント類の仮設工作物 (容易に膜材等の取り外しができるもの) は建築物に該当しないものとして取り扱います。

佐賀県県土整備部建築住宅課

TEL : 0952-25-7165

FAX : 0952-25-7316